

別表（第4条、第5条、第8条）

補助対象者	補助対象経費 (総事業費)	補助対象期間	補助率・補助単価	重要な変更	
				補助金 交付申請額	農業用機械購入及 びハウス等の施設 整備内容等
新規就農者のうち 「認定農業者」 若しくは 「認定新規就農者」	農業用機械の購入 または 整備に係る経費 ＋ ハウス等の施設整備 に係る経費 (消費税及び地方消 費税を除く。)	新規就農者の要件 を満たした日から 起算して5年以内	補助対象経費の 1 / 2 以内 (上限 2,500,000 円) (ただし、農業用機械の購 入または整備に係る経費 のみの場合 上限 1,500,000 円)	当初申請額の 30% を超える増減	「農業用機械・施 設の種類」の追加 又は削減 又は 「機械等の台数又 はハウス等施設の 規格」の変更等

備考

- 1 補助対象経費は、100円未満を切り捨てた金額とする。
- 2 農業用機械及びハウス等の施設については、原則、市内業者から購入又は発注するものとする。